

令和5年3月24日

箕輪町議会議員一般選挙
立候補予定者 様

箕輪町選挙管理委員会
委員長 漆戸 正

箕輪町明るい選挙推進協議会
会 長 日野 六男

明るく正しい町議会議員一般選挙の推進について（要請）

日頃、明るい選挙の推進及び選挙の啓蒙・啓発にご尽力をいただいておりますことに対しまして、心から敬意を表します。

さて、来るべき4月23日に箕輪町議会議員一般選挙が予定されておりますが、地方公共団体は、創意工夫を生かした多様で活力溢れた住みやすい地域づくり、さらには、急速に進みつつある高齢社会に対応したきめこまやかな地域福祉の展開等人間中心の視点に立った「個性あるまちづくり」が求められております。また、町の在り方を方向づける極めて重要な意義をもつ選挙であります。

そこで町選挙管理委員会及び町明るい選挙推進協議会関係者は、今回の箕輪町議会議員一般選挙の意義を深く認識し、公正な選挙の管理執行及び全ての有権者が参加する明るく正しい選挙の実現をめざして最大の努力をする所存であります。

つきましては、立候補予定者及びその選挙運動者各位におかれましては、町民の願いである真に明るく正しい選挙運動を展開されるよう要請いたします。

このため、選挙運動等に関して若干の具体的事項を下記に掲げて各位の実行を強く求めるものであります。

記

1. 候補者及びその後援団体は、選挙区内にある者にいかなる名義をもってするを問わず寄付はできません。したがって、各団体等で開催する各種集会等に候補者及びその後援団体のご祝儀やお酒を差し入れることはできません。
2. いわゆる選挙事務所開きの案内状と称して、選挙告示前に相当数のはがき類を一般有権者に配布することは、違法な文書図画の頒布に該当します。
3. 後援団体の演説会、講演会等の開催告知のためのポスター（いわゆる政治活動用ポス

ター)が街頭に掲示されますが、これらのポスターでベニヤ板、プラスチック板等を用いて裏打ちされたものは、全て違法となります。また、裏打ちされたもの以外でも、次のような場合には掲示することはできませんので注意してください。

- (1) 表面に演説会等の開催日時、場所、掲示責任者及び印刷者の氏名及び住所等が記載されていないもの、開催の実質がないもの又は開催日を経過したもの。
- (2) 当該ポスターに投票を依頼する文言が記載されているもの。
- (3) 演説会等の開催周知に名を借りて、立候補予定者の氏名や顔写真を大きく掲げ、その普及宣伝を図っているもの。

4. 立候補予定者の氏名等を冠した後援会等の事務所を表示するための看板類は、後援会等の支部又は連絡所としての実態がない場所に掲げることはできませんので注意してください。

また、後援会の構成員であることを表示するステッカー類を掲示することもできません。

5. 街頭演説においては、候補者の氏名を連呼するだけでなく、具体的な問題をとらえて政策・政見を有権者に訴えるとともに、長時間にわたり同一の場所にとどまることのないように努めてください。

なお、学校、病院、診療所等の周辺で選挙運動のための連呼行為を行うにあたっては、静穏を保持するように規定されています。児童、生徒の勉強や患者の療養を連呼行為によって妨げることをしないよう十分留意してください。

6. 任期満了の6ヶ月前の日(令和4年10月29日)から選挙期日(令和5年4月23日)までの間、政治活動用ポスターの掲示はできません。

7. 有権者の自由な意志に基づいて投票することが選挙の基本であります。したがって、その自由を阻害する買収、饗応、利害誘導、その他選挙の公正を害する行為は公職の候補者及び選挙運動に携わる者の立場として絶対に行わないでください。